

平成30年度 建設副産物実態調査

調 査 要 領

平成30年12月

東京都建設副産物対策協議会

目 次

	頁
I 建設副産物実態調査について	1
1. 1 調査の目的.....	1
1. 2 都における取り組み.....	1
II 調査内容について	3
2. 1 調査の概要.....	3
2. 2 利用量・搬出先調査の実施方法.....	3
III 調査への回答方法（利用量・搬出先調査）	8
3. 1 調査票の作成方法.....	8
3. 2 調査票入力・回収について.....	8
IV 調査対象品目	9
4. 1 調査対象品目.....	9
V 調査票の配布・回収方法	16
5. 1 配布・回収(配布・回収フロー参照).....	17
5. 2 提出方法.....	17
5. 3 調査結果のチェック.....	17
5. 4 本調査に関する問い合わせ先.....	17
VI スケジュール	19
VII センサスに関するQ & A	20
7. 1 調査全般に関する事項.....	20
7. 2 調査票の記入に関する事項.....	21
7. 3 COBRISに関する事項.....	22
7. 4 その他事項.....	22

I 建設副産物実態調査について

1. 1 調査の目的

全産業廃棄物の排出量の約2割^{※1}を占める建設廃棄物の再資源化等率は96.0%となっており、平成20年度の93.7%から上昇しています。また、建設発生土の利用率は88.3%となっており、平成20年度の78.6%から上昇しています（平成24年度建設副産物実態調査より）。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約28%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。さらに、社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要があります。

国土交通省では、平成7年度より概ね5年周期で建設副産物の実態を把握するため「建設副産物実態調査」（以下、「センサス」という。）を実施してきました。これらの調査結果は、建設副産物対策を総合的に推進することを目的に、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下、「建設リサイクル法」という。）や「建設リサイクル推進計画」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立ててきました。

平成30年度は、「建設リサイクル推進計画2014」（以下、「推進計画2014」という。）の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、「平成30年度建設副産物実態調査」（以下、「H30センサス」という。）を実施いたします。

1. 2 都における取り組み

都においては、平成12年度に「東京都建設副産物対策協議会」^{※2}を設置し、建設リサイクル推進体制の強化を図り、建設副産物のリサイクルに取り組んできたところです。この結果、平成24年度においては、建設廃棄物のリサイクル率は96.3%、建設発生土の有効利用率は93.5%と大きな成果をあげています。

平成28年4月には『東京都建設リサイクル推進計画』（以下「推進計画」という。）を、国及び関東地方版の推進計画の改定に伴い、改定いたしました。直近では平成30年4月に『東京都建設リサイクルガイドライン』^{※3}（以下「ガイドライン」という。）の改定作業を行いました。

ガイドラインでは、推進計画に掲げた再資源化等の目標の達成状況を把握するとともに、その結果を基に補足改善を行うために、調査を毎年度実施することとしています。

本調査要領は、東京都、都内区市町村及び都外郭団体等が発注する公共工事における「利用量・搬出先調査」について定めたものであり、速やかにリサイクル推進のためのフォローアップに資するため、効率よく調査を実施したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※1 「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成23年度実績）について」（環境省）による産業廃棄物業種別排出量のうち建設業の占める割合は19.8%となっている

※2 東京都の建設副産物対策に関する諸問題について調査・検討するとともに、その対策を全庁の統一的組織として協議するため、平成12年8月に、都庁内関係10局で構成する協議会として設置したものであり、事務局は都市整備局に置かれています。

※3 東京都建設リサイクル推進計画に定める施策を着実に推進するため、施策ごとの詳細な実施方針等について定める指針として、平成11年12月に都が策定したものであり、既に7回改定が行われています。

ガイドラインは、都関連工事を対象とし、事業の計画・設計・施工等の各段階におけるリサイクル計画の作成、リサイクル原則化ルールの徹底、建設リサイクルに係る各種調査などについて、具体的な実施方法を取りまとめています。

なお、ガイドラインは、東京都都市整備局のホームページからダウンロードできます。

HP: <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

Ⅱ 調査内容について

2. 1 調査の概要

(1) 調査項目の概要

「利用量・搬出先調査」の調査項目の概要は、次のとおりです。

- ・ 建設資材利用量（搬入利用量、現場内利用量）
- ・ 建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元
- ・ 建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

2. 2 利用量・搬出先調査の実施方法

(1) 調査の位置づけ

発注機関別の建設資材利用量及び再生資材の割合・供給元状況等、建設副産物の発生量・場外搬出量及び搬出先状況等を把握することを目的に行います。

(2) 調査概要

利用量・搬出先調査の概要（調査対象工事、調査票記入者、調査の目的）は、次のとおりです。

① 用量・搬出先調査

- ・ 調査対象工事：平成30年度中に完了する全ての工事
- ・ 調査票記入者：公共工事の元請業者
- ・ 調査の目的：建設資材利用量及び供給元種類・住所等、建設副産物発生量・場外搬出量及び搬出先・住所等を把握するため。

(3) 調査票記入者と対象工事

調査票記入者は、工事の元請業者とします。

調査対象工事の期間は、**平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間）に完了した建設工事を対象**に実施します。

※例外事項：複数年度にまたがる工事の取扱いについて

請負金額は、当該年度の**年割り額（発注者に確認のうえ記入）**を記入し、工事内容については**当該年度分**の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量等のみ記入することとします。（図1参照）

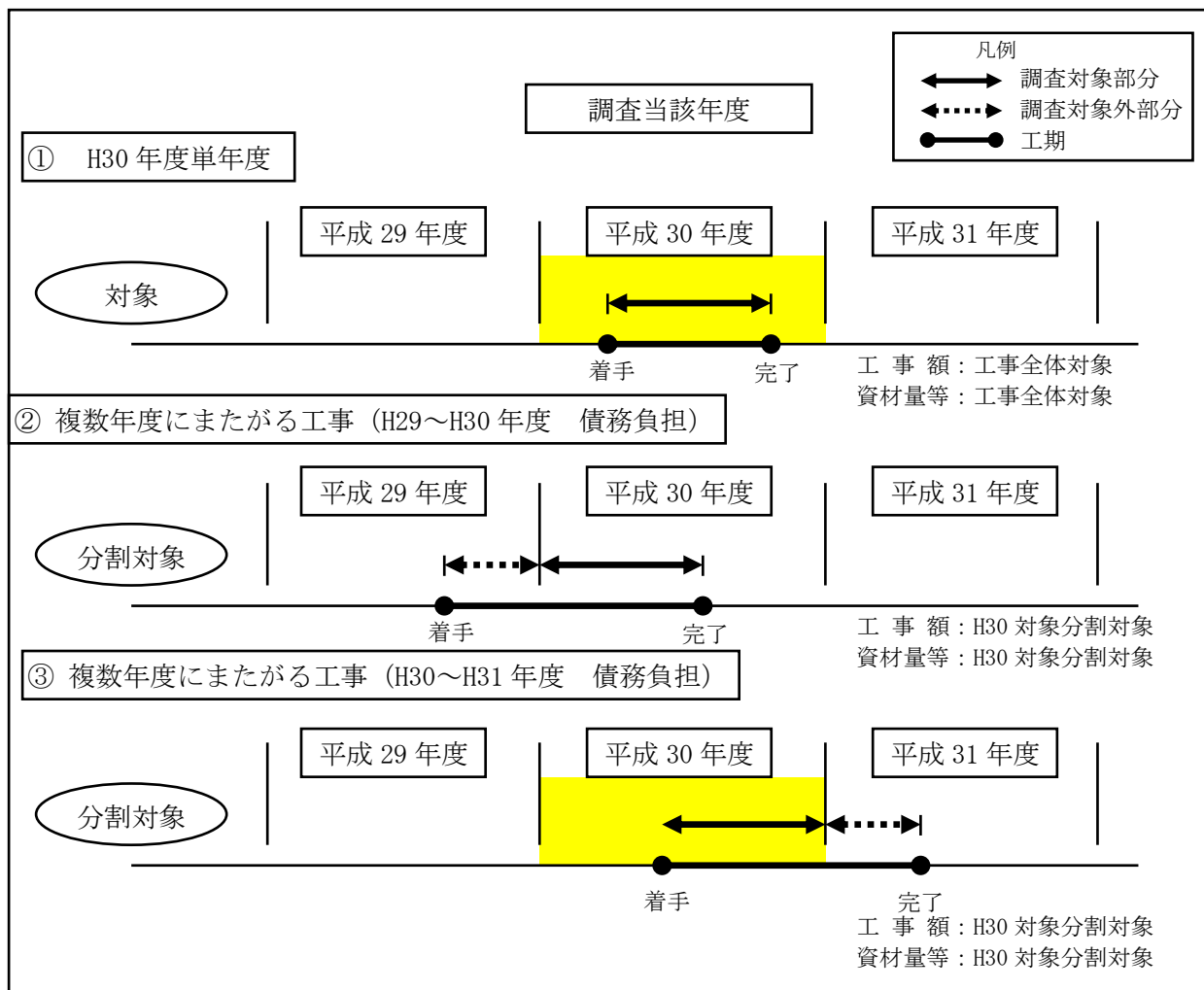


図 1 利用量・搬出先調査の調査対象工事の期間

表 1 利用量・搬出先調査の調査対象機関と調査対象工事

	小区分	調査対象工事	記入者	調査対象工事規模
公共工事	① 東京都	① 河川関係工事	公共工事の元請業者 JV工事については、代表会社が作成	「ガイドライン」に定める以下の工事請負金額によらず、全ての工事を対象とします。ただし、以下の要件に該当する場合は除外できるものとします。 (要件) ・工事の箇所が一定でない物（COBRISの地図情報に工事箇所の登録がでないもの） ・単価契約工事等の建設副産物発生量が微量の物 ・発注部局の判断で簡易契約方式の工事を除外する場合 ・災害等の緊急性を要する工事
	② 区市町村	② 道路関係工事		
	③ 都外郭団体等	③ 農林関係工事		
		④ 水産関係工事		
		⑤ 上水・工水道関係工事		
		⑥ 下水道関係工事		
		⑦ 土地造成・区画整理関係工事		
		⑧ 公園関係工事		
		⑨ 空港・港湾関係工事		
		⑩ 建築関係工事		
		⑪ 鉄道・軌道工事関連		
		⑫ 災害復旧関係工事		
		⑬ その他建設副産物の搬出を伴う工事		
		⑭ その他の資材の利用を伴う工事		

(4) 調査項目

調査票は工事1件ごとに作成し、調査項目は次のとおりです。

① 工事概要

工事発注機関、会社番号、受注業者、工事名、請負金額、延床面積（建築・解体工事の場合のみ）、工事施工場所、工期等

② 建設資材利用実績

建設資材の利用実績、再生資源利用実績、再生資源の供給元等

③ 建設副産物搬出実績

建設副産物（建設廃棄物、建設発生土）の発生量、現場内利用・減量化量、場外搬出状況^{※1}、再資源化施設への搬出状況^{※1}、最終処分場等への搬出状況^{※1}、運搬距離等

※1 搬出状況：搬出状況のうち搬出先場所住所の住所情報については、本調査以外にも都の施策立案等においても活用させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

特に、運搬距離については、リサイクル促進施策を検討する上で、重要データとなりますので、ご協力をお願いいたします。

Ⅲ 調査への回答方法（利用量・搬出先調査）

3. 1 調査票の作成方法

本調査では、WEBオンラインシステムである「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）に登録、あるいは国土交通省のホームページより配布している「建設リサイクル報告様式(Excel)」で作成して下さい。

「COBRIS」の詳細な内容及び運用方法は、システムの操作説明書を参照してください。

システムの活用・操作方法等に関する詳細事項は、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC：ジャシック）（TEL：03-3505-0410）までお問い合わせください。

参考1 「COBRIS」の概要

「COBRIS」は、工事発注者、元請業者及び処理業者間の情報交換により、建設副産物のリサイクルや適正処理の推進を目的としたインターネットを利用したWEBオンラインシステムです。「COBRIS」には、「CREDA S」データの登録機能があり、「資源有効利用促進法」および「建設リサイクル法」により義務づけられている書類の作成、建設副産物実態調査の「利用量・搬出先調査」の作成を行うことができます。「COBRIS」を利用するには、ユーザー登録（有料）が必要です。詳細は上記JACICまでお問い合わせください。

.....
上記システムへの登録により、センサスの「利用量・搬出先調査」、資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）の「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」、建設リサイクル法の「再資源化等報告書」（第18条）、ガイドラインの「再生資源の利用（促進）状況等の報告」を兼ねるものとします。
.....

3. 2 調査票入力・回収について

調査票への入力は、原則として下記①の方法としますが、紙帳票で回答した調査票は②、③のいずれかの方法でシステムに入力することとします。

① 元請業者が入力

元請業者は、COBRISを利用して、利用量・搬出先項目の入力を行い、データの登録（COBRISの場合はWeb上に登録）を行ってください。

② 発注者が入力

元請業者から紙の調査票で提出された場合は、工事担当者がCOBRISに入力してください。

③ 取りまとめ窓口が入力

紙の調査票で回収された利用量・搬出先調査票を各機関の取りまとめ窓口がCOBRISに入力してください。

④ 調査票の回収

調査票の回収は、COBRISを利用した入力のため、取りまとめ窓口から事務局への紙による提出の必要は基本的にありません。COBRIS未利用部署の取りまとめ窓口については、紙による提出を受付けます。

IV 調査対象品目

4. 1 調査対象品目

本調査の対象品目は、搬入する建設資材と、搬出する建設副産物があり、具体的な品目は、下表のとおりです。

表2 調査対象品目

搬入する建設資材	搬出する建設副産物
<ul style="list-style-type: none">・土砂・コンクリート・木材・アスファルト・コンクリート・砕石	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材A (柱・ボードなどの木製資材が 廃棄物となったもの)・建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)・建設汚泥・金属くず・紙くず・廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)・廃塩化ビニル管・継手・廃石膏ボード・その他の分別された廃棄物・混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)・建設発生土

表3 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂、山土などの新材 (採取土、購入土)	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土 (土質改良プラントからの購入土) (第1種～第4種改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土) ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設発生土 (第1種～第4種建設発生土)	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表6参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土 (第1種～第4種処理土)	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの (第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土)
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
コンクリート	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材(H、M、L)を用いた生コンクリート
	上記以外の生コンクリート (新材も含む上記以外の全て)	「上記以外の生コンクリート」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材(H、M、L)」以外の再生骨材を用いた生コンクリート 又は、新材骨材を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いたコンクリート二次製品(有筋、無筋を問わず)	PC版、コンクリート平板・U字溝等、有筋・無筋を問わず原材料がコンクリートで造られた製品のうち、コンクリート用再生骨材(H、M、L)を用いたものを記入。
	上記以外のコンクリート二次製品(新材を含む上記以外の全て。有筋、無筋を問わず)	「上記以外のコンクリート二次製品」には、次のような製品がある。」上記の「コンクリート用再生骨材(H、M、L)」以外の再生骨材を用いたコンクリート二次製品又は新材骨材を用いたコンクリート二次製品。
木材		板材、パーティクルボード、合板、集成材(ボード)、繊維板など 角材、集成材(ボード除く)、植生基盤材など(植裁用の樹木は除く)。

表4 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
アスファルト・コンクリート		アスファルト・コンクリートには、次の品目があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・粗粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物
砕石	鉾さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	クラッシャーラン	岩石等を破砕した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要なに応じて補足材料を加えて混合した路盤材料（再生クラッシャーラン）
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破砕した石。天然のままの、加工していない石
	その他の砕石	その他の砕石として、次の品目がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整砕石 （一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要なに応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材（再生粒度調整砕石） ・単粒度砕石 （均一の粒度となるよう調整した砕石）

表5 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)		定 義	
建設 廃 棄 物	がれ き類	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
		アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートの破片
	木 く ず	建設発生木材A (柱、ボードなどの 木材が廃棄物となっ たもの)	木材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
		建設発生木材B (立木、除根材など が廃棄物となったも の)	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥		<ul style="list-style-type: none"> 建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね200kN/m²(2kgf/a)以下または一軸圧縮強さが50kN/m²(0.5kgf/a)以下) 廃ベントナイト泥水 リバース工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株ぎょうせい (1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2 厚生省衛産 37号)
	金属くず		鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず		工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管 ・継手を除く)		フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入して下さい。
	廃塩化ビニル管・継手		塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード		石膏ボードが廃棄物となったもの
その他分別された 廃棄物		上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの (ガラスくず、陶磁器くず、繊維くず、廃油)	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)		上記の建設廃棄物が混合状態となったもの	
建設 発 生 土	表6 参照 第1種建設発生土 ～ 浚渫土 (建設汚泥を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土 	

注1) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外です。

注2) 一般廃棄物は対象外です。

注3) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。

ただし、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注4) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表6 土質区分

区分	細区分	コーン 指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		含水比 (地山) W _n (%)	セグ上の 区分
			大分類	土質		
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準 ずる物	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	第1種 建設発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}	—	
	第1種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及び これらに準ずる物	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	第2種 建設発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第3種建設発生土 通常の施工性が確保さ れる粘性土及びこれに 準ずる物	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第3種 建設発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度 以下	
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—	
	第3種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ず る物〔第3種建設発生 土を除く〕	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第4種 建設発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40～ 80%程度	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第4種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
泥 土	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	泥土 (浚渫工事 に伴う泥土 は浚渫土)
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80% 程度以上	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

注) 掘削方法による区分の考えは以下のとおり。

- ・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等による含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
- ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。

出典：「発生土利用基準について」(平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)

.....

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。
 実態値がない場合には、換算表（表7）を参考にして記入して下さい。

.....

表7 <参考> 重量換算係数 (t/m³)

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注2
	建廃ガイドライン値※注1	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24～ 0.30 ※注3	0.26
砕石	—	—	2.0 ※注4	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200 ※注5 (kg/m ³) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	0.65 ～0.8 ※注6		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値：『建設廃棄物処理ガイドライン』厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値。

注2) 産業廃棄物（環境省）：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発第 061227006 号）の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は（社）建設業協会及び（社）全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『道路橋示方書・同解説』（社）日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) （社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表 8 搬出先の種類の定義

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1. 売却	搬出工事の受注会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2. 他の工事現場 (内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等 <u>(工事間利用、UCR 事業地への搬出)</u>
3. 他の工事現場 (海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等 <u>(新海面処分場に搬出した場合)</u>
4. 土質改良プラント	土質改良プラントへの搬出 (再利用される工事の予定の有無にかかわらず) <u>(東京都建設発生土再利用センター、青梅建設発生土再利用事業所、中川建設発生土改良プラント、民間の土質改良プラントに搬出した場合)</u>
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード [*] (再利用の目的がある場合)	工事計画及び事業計画等（農地の嵩上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む）がある予定地（仮置場）へ搬出した場合 建設発生土の一時保管場所（仮置場）、中継施設、積換施設への搬出で再利用の目的がある場合 <u>(中防内側受入基地に搬出した場合)</u>
6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード [*] (再利用の目的がない場合)	建設発生土の一時保管場所（仮置場）、中継施設、積換施設への搬出で再利用の目的がない場合
7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
8. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合 <u>(海面処分場に搬出した場合)</u>
9. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
10. 土捨場・残土処分場	公共、民間を問わず建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

※ 6、9、10へ搬出した場合は、有効利用と見なされません。

各番号の説明に近似した搬出先を選定してください。(指定処分(B)・(C)の場合)

※ただし、宅地造成、土地改良等の土砂利用計画が明確である場合は「5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」を選択する。

建設廃棄物の場合		
コード	定義	
1. 売却	搬出工事の受注会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）	
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く） <u>工事間利用の場合、海面処分場の覆土材（泥土改良土）</u>	
3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合	
4. 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント	
5. 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。	
	建設廃棄物の種類	施設の種類の
	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設
	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）
	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設
	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。	
	建設発生木材（木くず）	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場
7. 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材（木くず）又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの	
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設
	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設
8. 廃棄物最終処分場	（廃棄物処理法で規定された）内陸型・海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出 <u>海面処分場の仮設道路造成（コンクリート塊）</u>	

注：搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問い合わせください。

V 調査票の配布・回収方法

5. 1 配布・回収(配布・回収フロー参照)

- (1) 東京都建設副産物対策協議会(以下「協議会」という。)は、東京都各局、区市町村、都外郭団体等の窓口で資料一式(調査要領)を配布しました。
- (2) 各発注機関の窓口は、資料一式(調査要領)を関係部署へ必要部数配布してください。発注機関の担当者(工事監督員等)は調査対象工事について、資料一式(調査要領)を元請会社に配布し、再生資源利用(促進)実施書(以下「実施書」という。)の提出を指示してください。
なお、今後発注する調査対象工事については、特記仕様書において実施書の提出を明記してください。
- (3) 発注機関の担当者(工事監督員等)は工事完了後、実施書を回収し、回収状況、内容のチェックを行った後、各発注機関の窓口で報告願います。窓口は調査結果を集約し、協議会事務局に送付してください。
※発注機関、事務所窓口は調査結果の回収状況を把握し、提出の遅れている工事について督促を行い、調査対象工事の100%回収を目標とします。

5. 2 提出方法

- (1) 提出期限
平成31年 5月27日(月)まで
- (2) 提出先
E-mail: Tatsuya_Kuribayashi@member.metro.tokyo.jp

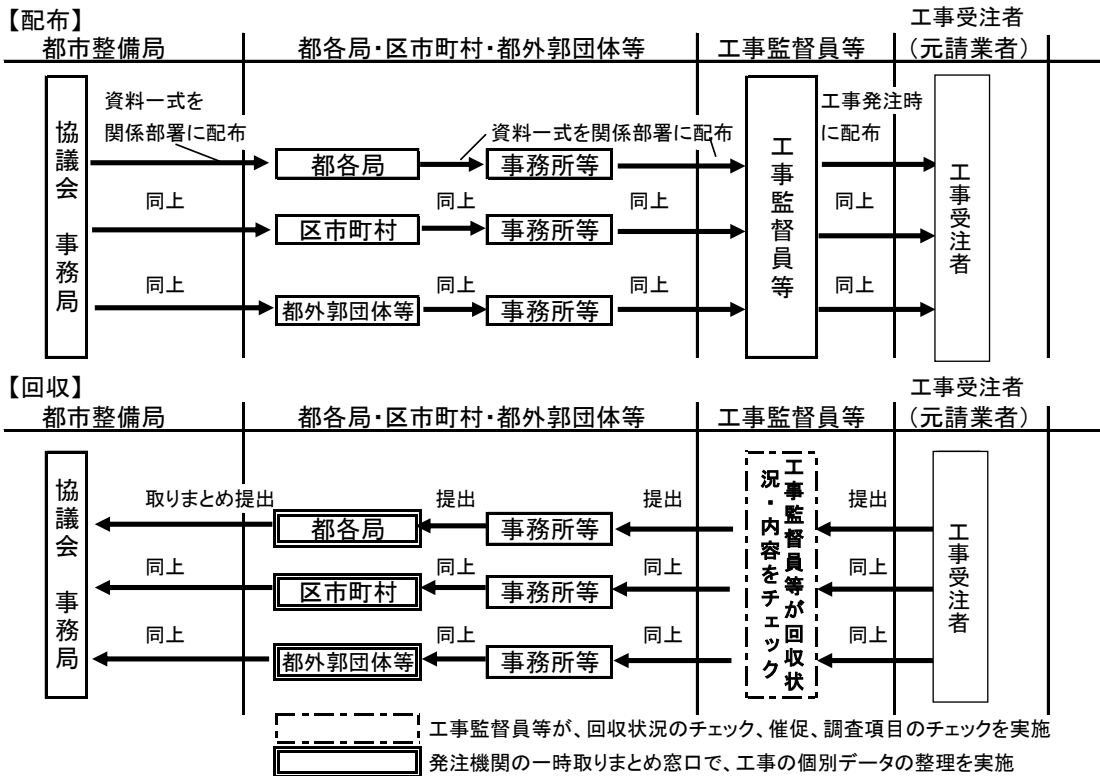
5. 3 調査結果のチェック

- (1) 「COBRIS」に登録した場合
 - ① 発注担当者は、元請会社による「COBRIS」への登録内容に間違いがないか、登録漏れの工事がないか確認してください。
 - ② 発注担当者は、登録工事井リスト一覧等で調査対象となっている工事の提出漏れがないか確認し、必要に応じて元請業者に督促を行う。

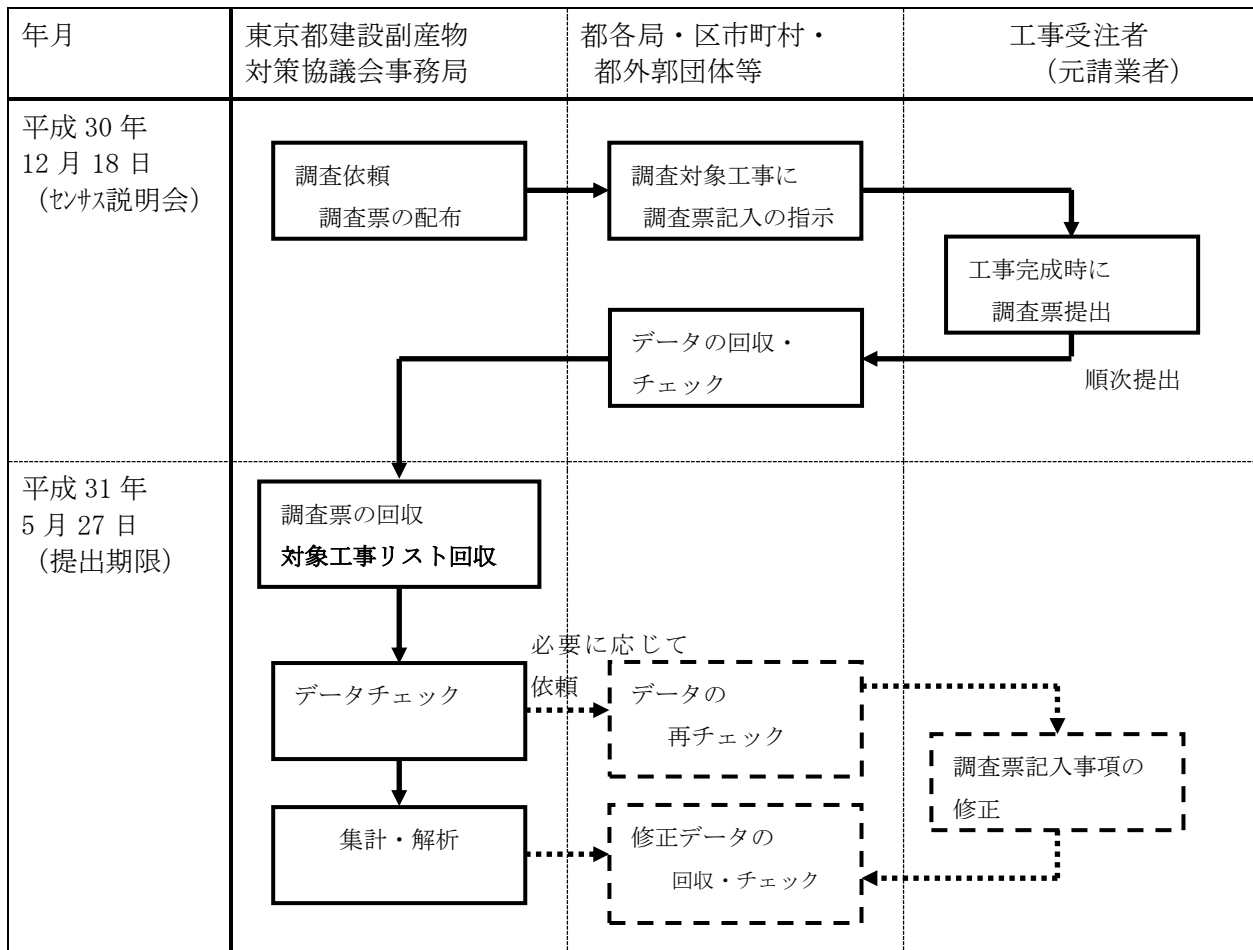
5. 4 本調査に関する問い合わせ先

- (1) 調査の趣旨、調査全般に関すること
東京都建設副産物対策協議会 事務局
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当
TEL: 03-5388-3231 (直通)
- (2) 「COBRIS」の操作方法等に関すること
一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC) 建設副産物情報センター
TEL: 03-3505-0410
FAX: 03-3505-0520
E-mail: recycle@jacic.or.jp
【電話での問い合わせ受付時間】 9:30~17:30 (土日、祝祭日を除く。)

配布・回収フロー



Ⅵ スケジュール



Ⅶ センサスに関するQ&A

7. 1 調査全般に関する事項

Q 1 : 資源有効利用促進法^{※1} で定められた品目以外の**建設資材**〔コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材〕、**建設廃棄物**〔その他がれき類、建設発生木材（伐木材、除根材など）、建設泥土、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く。）、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト（飛散性）、その他の分別された廃棄物〕の対象数量の縛りは？

A 1 : 上記品目での**対象数量の縛りはありません**。建設資材の利用量の大小や有無、及び、建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず記入してください。

※1 資源有効利用促進法については、下記の表9を参照のこと。

表9 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000 m ³ 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500 t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000 m ³ 以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 } 合計 200 t以上 建設発生木材

※ 建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせてご回答下さい。

※資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）に基づく省令、通達

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（H3 建設省令第19号）において、建設工事事業者は再生資源の利用を原則とし、一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけている（第8条）。

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）において、建設工事事業者は指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけている（第7条）。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」（平成3年10月25日付け通達、建設省経建発第224号（建設経済局長から建設業者団体の長あて）及び、建設省経建発第225号（建設経済局建設業課長から建設業者団体の長あて））により、再生資源利用〔促進〕計画の作成の周知徹底の依頼及び計画書の様式（参考）の指示を行っている。

Q 2 : 建築関係で各工種（上水・下水配管、壁、機械設備、電気設備等）で下請負人が違う場合、それぞれ毎に様式を作るのか？

A 2 : 調査対象となる工事の単位は、**元請**時点での発注単位となるため、元請業者への発注が1工事（1契約）である場合、下請負人も含め元請業者が資料を集め、様式1枚でまとめる。

7. 2 調査票の記入に関する事項

Q3：工事概要の記入について

A3：◆ 担当者チェック欄には、何を記入したらいいのか？

→担当者の名前を記入する。

◆ 請負会社コードで、建設業協会に加盟していない場合はどれか？

→その他

◆ 工事施工場所で、施工範囲が広範囲に渡る場合は、どの市町村コードを記入すればいいのか？

→工事量が一番多い（または、延長距離が長い、面積が広い）市町村コード

◆ 施工条件の内容は、どのような内容を記入すればいいのか？

→再生資源の利用、再生資源の利用の促進の指示、近隣の再資源化施設の状況、分別・破砕に関する事項、現場内利用の実施内容、周辺環境保全に関する事項など

◆ 建築面積、延床面積は、建物の一部を解体、もしくは、改修工事を行う場合は、どのように記入すればいいのか？

→延床面積には、改修部分のみの面積を記入する。建築面積は延床面積と同じ面積とする。

◆ 情報BOX設置等の通信関係設備の工事種類はどれか？

→道路系の場合は、「B-9道路他 その他（道路）」を、河川系の場合は、「A-7河川他 その他（河川）」とする。

Q4：様式ー1（再生資源利用計画書（実施書））の記入について

A4：◆ コンクリート（またはアスファルト）利用量の単位をトンではなく、 m^3 で記入したいのだが？（様式ー2と共通）

→単位については設定された単位に換算して数量を記入する。換算に当たっては、各現場の個々の実態に基づいて換算する。実態値がない場合は、調査要領に掲載している換算表を参考にして換算する。

◆ 記入する数値は、積算の値を記入するのか、実際の現場の値を記入するのか？（様式ー2と共通）

→実際の現場の値を記入する。

◆ 「再生資材」の定義は？

→「建設副産物実態調査」では、建設資材の一部にでも再生資源が含まれている場合は、割合（含有率）に関係なく、全量を再生資材とみなす。

例えば、原木の木材チップと廃木材のチップを混合させて製作されるパーティクルボードについても再生資材とみなす。

◆ 型枠材は資材利用量に含むのか？

→型枠等の仮設材は、資材利用量には含まない。なお、使用後に廃棄される木製型枠は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）」に該当するので、同分類での搬出量にカウントする。

Q 5 : 様式一 2 (再生資源利用促進計画書 (実施書)) の記入について

A 5 : ◆ 土砂の第 1, 2 種発生土などの区分が分からないが?

→調査要領の表 6 に掲載している土質区分基準により判断する。

◆ 発生路盤材はどこに記入すればいいのか?

→「その他がれき類」に記入する。

◆ 中間処理後、最終処分場まで搬出したのだが、そこまで記入するのか?

→現場から直接搬出した先を記入するので、中間処理 (再資源化) 後の搬出先については、記入しなくてもよい。

◆ 管理ダムにおいて、ダムに流れ込んだ流木は調査票に記入するのか?

→一般廃棄物扱いになるため、調査票への記入は不要である。

◆ 運搬距離の求め方は?

→運搬距離は、実際の運搬距離のこと (直線距離ではない)。

Q 6 : その他の記入について

A 6 : ◆ コード表が無いので教えて欲しい。

→調査票配布時に、コード表も合わせて配布している。(H30. 5. 30)

◆ 金額は 1 万円単位、資材重量は 0. 001 トン単位のため、「1, 000 円」、「0. 0001 トン」等の端数はどのように記入すればいいのか?

→単位未満の数字については、原則として四捨五入する (例: 1234 万 5000 円→1235 万円) ものとするが、四捨五入するとゼロになる場合は切り上げる (紙くずの搬出 0. 0003 トン→紙くずの搬出 0. 001 トン) ものとする。

7. 3 COBRISに関する事項

Q 7 : COBRIS のマニュアルが欲しいのだが?

A 7 : COBRIS の各種マニュアルは、JACIC のホームページからダウンロードできます。

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

7. 4 その他事項

Q 8 : 工事が財務局契約となっているが、発注機関コードはどのように入力するのか?

A 8 : 工事の発注額により財務局契約となった場合も、発注機関コードは、必ず工事発注部局のコードを入力する。